

## 莊園公領制成立のいくつかの問題

坂本 賞三

### 一、「莊園制の形成」とは

莊園が注目されるようになって莊園の研究が始まったのは明治時代からである。それは、それまで日本史が大きく公家の時代から武家の時代へと分けられていたのとは別に、律令制の公地公民が崩壊した後の時代の社会のしくみを探ろうという、社会のしくみから日本史の流れをみていこうとする関心のあらわれであった。

公地公民が崩壊した後の社会を調べようとしたとき、もはや律令法のように国家の制度を定めた法典はないので、個々の断片的史料から社会のしくみを復元しなければならない。そこで次の時代の社会のしくみを復元する史料として莊園がとりあげられたのは当然のことであったといえよう。

莊園の研究が開始されたころ、中世には日本全土が莊園に覆われていたと信じて疑わなかった。この先入観がいかに根強かったかは、国衙領の研究が進展しはじめていた一九六〇年代後期に出版された莊園制社会と題する著書の中でもかの先入観がそのまま記されていた事実からわかるであろう。このような中で、日本の社会はいつごろから莊園の時代に入ってしまったのだらうかということが広く一般の関心を集めるように

なった。そして『小右記』万寿二年（一〇二五）七月十一日条の「天下の地悉く一の家の領となり、公領は立錐の地も無きか」が注目されて、十一世紀前期の撰関時代盛期には莊園の時代に入っていたのだとされた時期があった。が一九七〇年代に入るところには次に述べる網野善彦・石井進両氏の研究によって莊園が急増するのは院政時代に入ってからということが明らかにされて、莊園の時代に移行するのは院政時代からというのが定説となった。

鎌倉時代に作製された大田文が約二十通ほど残存してこのいくつかはやくから概説書でも使われていたが、この大田文を中心にその国の莊園史料を駆使して本格的に莊園が増加する状況を明らかにしたのが網野・石井両氏の論文であった。

一九六九年（昭和四四）に発表された網野「若狭国における莊園制の形成」<sup>1)</sup>（以下「若狭国論文」と略称する）は、若狭国大田文に記されている莊園がどの時代に立荘されたかを調べて、同国の莊園の急激な増大は十二世紀に入るところからはじまり、後白河院政期に顕著な進展をみせていることを明らかにした（ただしことわっておくが、上記のことは「莊園制の形成」の考察のうちの一部分として記されたもので、「莊園制の形成」の全体は後述する）。そして網野と同じ研究仲間であった石井はその翌年に、大田文の記録の中に立荘の時期が記されている能登国大田文をとり

あげて同大田文の荘園面積の約四分の三は鳥羽院政期に立荘されたものであることから、鳥羽院政期が荘園化のまことに大きな画期であったと論じた<sup>20</sup>。石井はそれから約二十年後に同様の方法で他の大田文をもとりあげて、荘園制確立の画期は白河院政後半期からと多少幅をひろげることにした<sup>21</sup>。この石井の研究によって、荘園化の画期は荘園制の形成は院政期ということが定説となっていた。

では、網野はどのように論じていたのか。網野はたしかに若狭国大田文を使って同国の荘園の急激な増大は十二世紀に入るところからはじまり云々と記していたけれども、それが同論文の結論ではなかった。氏は同論文の「むすび」で「中世的支配体制―荘園・公領体制の形成期は、西国の、この一小国においても、十一世紀後半から十三世紀前半の約百五十年間と考えざるをえない。（中略）中世荘園の典型は、やはり十二世紀以後に展開した荘園に求められるべきであろう」と記しているのであった。すなわち氏は「若狭国における荘園制の形成」と題した論文の結論として、中世荘園の典型は十二世紀以後に展開した荘園なのであって、「中世的支配体制―荘園・公領体制の形成期」（ここでいう「荘園」とは十二世紀以後の荘園のことである）を結論として述べていることに注目しなくてはならない。

このように同じく大田文を使って立荘時期を区分する方法をとった網野・石井両氏であったが、石井論文では立荘時期の区分が表に出る傾向が強かったのに対して、網野論文では十二世紀以降に展開した荘園が中世荘園の典型なのだとして、この荘園と公領の体制の形成期を鎌倉時代の十三世紀前半まで設定しようという相違がみられたのであった。しかしながらこの両氏間のポイントのおき方の相違はずつとながい問学界で問題としてとりあげられることがなかった。

それは、大田文や関連荘園史料を駆使して荘園の増加動向を時期別に表示するという方法によって、いつごろから荘園の時代になるのかとい

う古くからの問題に解答が与えられ、荘園化の大きな画期は院政期（右の石井論文では鳥羽院政期）とされて、通史や教科書にも定説として記されるようになったという反響の大きさが背後にあった。石井はそれから二十年ほど後に再び同じ方法で考察を進めて、荘園制確立の画期は白河院政期後半期からと多少幅をひろげて修正したが、方法自体には変化はなかった。

いっぽう網野は一九七三年（昭和四八）に『体系日本史叢書6 土地制度史I』第四章に「荘園公領制の形成と構造」を執筆し、「荘園公領制」という用語が提起された。これは従来のような荘園史ではなく、十二世紀以降の荘園と公領とを関連させて中世土地制度を全面的に論じた充実した内容の大作で、ここにはじめて中世土地制度の全体を通して叙述された著作が出現したのであった。ここで「荘園公領制」の用語はすぐに広く採用されていた。

では石井論文で荘園化の画期は院政期だとされたことと、網野論文で「荘園公領制」が提起されひろまったこととの間で、なにか問題は起こらなかったのだろうか。いまふりかえてみても、両論文の間で問題がおこったようなあとは何もみられない。両氏は親密な間柄でふだんから話し合うことができたのだから、両氏の間になにも話題にならなかったものと考えられる。それは、両氏とも十二世紀以後の荘園（網野は荘園と公領）が念頭にあったからで、その十二世紀の状態に至るまでの過程にはほとんど関心が向けられていなかったから、十二世紀に至って荘園制が確立し、そこで荘園公領制になった、と考えていたのではなからうか。しかしながら、その十二世紀の状態に至るまでの過程の理解、またその十二世紀の状態が中世全体の中でどのような位置にあったのか、を考えたとき、両説とも大きな問題を抱えていたのであった。

ではその大きな問題とはどのようなものであったか。それは両氏だけにとどまらず、一九七〇年に入ったばかりの学界の動向もかわって

るもので、いろいろな問題がからみあつて展開していったのであり、一直線に次から次へと順次に解決していったものではなかった。だからここではまず問題を(A)と(B)とに分けてそれぞれとりあげていくことにしたい。

## 二、(A)

網野・石井両氏が大田文を使つて荘園の増加を時期別に表示しはじめたところ(一九七〇年代に入りはじめたところ)、十二世紀以降の荘園はそれまでの荘園とは異なっているということがいわれはじめた。網野自身、若狭国論文の結論では「中世荘園の典型は、やはり十二世紀以降に展開した荘園に求められるべきであろう」と記していたことは前述した。

そしてこの若狭国論文から四年後に刊行された『体系日本史叢書6 土地制度史I』の第三章を執筆した稲垣泰彦は次のように記している。

**荘園制の確立** 荘園が一定の領域をもち、荘園領主がその中の土地人民に対する支配権をもつ、いわゆる典型的な荘園が成立するのは十二世紀に入ってからである。それ以前の荘園はこれまでのべてきたように、土地あるいはそこから得られる上分の領有にすぎないものが多く、土地と人との統一的支配も不十分で、かなりルーズなものであった。(下略。)

荘園管理の上でも、新しい方策がとられ、荘園田地の名編成が行なわれるようになった。十世紀以降、国衙の徴税単位として“名”編成が行なわれたことは、さきにも述べたところであるが、この制度が十二世紀頃から荘園内でもとりいれられ、荘園内を一、二町歩の名に編成し、年貢公事を名単位に賦課し、名主にその責任をもたせるようになった。

った。(下略)

この稲垣執筆の第三章の次の第四章がかの網野「荘園公領制の形成と構造」であった。

その翌年一九七四年(昭和四九)に小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」が発表された。ここで「荘園制的領域支配」(以下「領域支配」と記す)というのは、耕地(田畠)・集落・山野河海を包括し、それらを有機的に統一した所領支配をいうのであった。荘園がこの支配形態をとりはじめるのは十一世紀半ば以降のことであつて、この十一世紀半ば以降の「領域支配」より前の十世紀後半から十一世紀中葉までの段階では、田畠は免田畠で、山野河海は墾田予定地・柚・牧・禁野あるいは宗教的聖地などの特殊利益地として領有され、居民に地子が賦課される場合もあったが、しかしこれらの領有形態は律令制以来の所有権の相違さらにはそれに基づいた政策に規制されて、個々ばらばらの領有(支配)が行なわれていたにすぎず、それらを包括した領有ではなかった。すなわちこの段階の領有形態は「免田型所領」と特定利益地の占取にすぎなかった。以下このような十世紀後半から十一世紀中葉段階の領有形態を「免田型所領」とよぶことにする。

このように一九七〇年代に入りはじめたころの学界では、十一世紀半ば以降あるいは十二世紀以降にそれまでとは異なつた「領域支配」型の荘園が出現してくることに注目しはじめており、それが中世荘園の典型となつたので中世的支配体制のはじまりと網野論文で記したのであった。ではそのような「領域支配」型の荘園は、それより前の段階の「免田型所領」からどのように変化したのだろうか。「領域型所領」をとりあげた諸論文は、すべて前段階と対比はしているものの、それがどのように変化したかについては言及しない(小山論文で、国衙領における「下地の別名」の公認が十一世紀中葉にはじめて行われたことと深い関係がある

と思われる、とあつたのが唯一の言及であつた。

さて一九七三年の網野「莊園公領制の形成と構造」は「莊園公領制」という用語を提起してその全体像を記した学説史上に残る名論文であるが、ではそこでかの新しい型の莊園の形成過程がどのように記述されていたらうか。なぜかこの論文では前段階の莊園については何も記さず、したがって「莊園公領制」が出現するまでにどのような経緯があつたのか具体的なことは何一つ記さないのであつた。念のため、同論文で前段階から莊園公領制が出現するまでの説明といえるものを選び出せば次のごとくである。

冒頭で「十二、十三世紀の土地制度は、ふつう“莊園制”として概括・規定されている。」がこれではもはや不十分なので、この時期の土地制度を「莊園公領制」とよぶとして、「“莊園制”という規定は、本来、私的大土地所有の体系としての土地制度を表現しているが、それだけではかたづけぬ一種の国家的性格を、この時期の土地制度はもっている」とし、「少なくとも十二世紀以降の莊園と公領は、もはや異質な対立するものではなく、本質的には同質といつても過言ではない」という。そして「ほぼ十一世紀後半から本格的な形成期にはいり、太閤検地によって、基本的に終止符をうたれた土地制度を莊園公領制と規定する」と記したあと、第一節「莊園公領制の形成過程」に入る。

第一節全体一頁で後三条天皇親政から各院政期、鎌倉幕府成立から承久以後に至る各項ごとに土地制度関係の事柄を列記するが、かんじんの莊園公領制の形成を説明した記事が見当らず、「白河院政」の項で「国衙領と莊園の同質化は急速に進み、その組織も一段と形をなしてきたといえよう」と記すだけであつた。そして「承久以後」の項で「北条泰時の政権は、莊園内部での地頭と領家の分野を確定し、国司・領家の成敗に關東が口入しないという根本原則を表明した。これによって莊園公領の分野、莊・郷・保・名等の単位は、それとしてもはや動くことなく確

定し、大田文に記載された諸単位の田数すら、ほぼ固定するにいたつた」と記すが、北条泰時の政権の政策によって莊・郷・保・名等の単位が固定し、大田文記載の諸単位の田数すら固定した、といえるのであるうか。ついで承久以後の公家新制は「もはや土地制度についてはならん積極的なものを加えていない」が、「幕府が発する法令は、一段と具体的に豊富な内容をもつようになっていく」として、ついに「やや象徴的にいうならば、貞永式目の制定によって莊園公領制は約一五〇年に及ぶ長い形成過程を終えた、ということができようであろう」と結ぶのである。

十一頁に及ぶ第一節で、かんじんの莊園公領制の形成過程を具体的に記した箇所が全くみられないのはいったいどうしたことなのであろうか。「白河院政」の項で「国衙領と莊園との同質化は急速に進み」というのは具体的にどのようなことをいうのか、せめてそれだけでも記してほしかった。大きな構想を論じようというのなら然るべき場で論じていたできたかつたので、ここでは第一節の題でいうように「莊園公領制の形成過程」を述べていただきたかつた。第二節以降の記述は現今に至るまでこれを越える著述はないと私は高く評価しているので、それだけに第一節が残念なのである。

では莊園公領制の形成過程とはどのようなものだったのであろうか。その前の莊園形態とは、稲垣論文では「土地あるいはそこから得られる上分の領有にすぎないものが多く、土地と人との統一的支配も不十分で、かなりルーズなもの」とし、小山論文では前記のように記したあと「免田型所領」と特定利益地の占取にすぎなかつた」と要約した。このような莊園の領有が文書に記されるとき一般に条里坪付で列記されていたことは、延久の記録莊園券契所で各莊園領主の領有する莊園の券契を審査した結果を記した文書を見ても明らかで、散在莊田とよばれていた。ではそのように条里坪付で記された散在莊田から莊園領主はどのようなにして収取したのだろうか。このような条里坪付で莊田面積を記したただ

けでは莊園領主がどのようにして收取したかは全く分らないので、この段階の莊園領主がとった收取方式を記した莊園史はみられなかったといつて差支えないと思われる。

私はかつて元興寺領近江国愛智荘に関心をもっていたことがあるが、そこで目をひいたのが永承八年（一〇五三）正月元興寺三論供家牒（平三―六九八号）であった。これは元興寺が近江国愛智荘の莊田の官物の追加免除を近江国に申請して、その許可を得た文書であるが、その申請文書に記された莊田の一つ十条七里八坪の記載をみてみよう。同坪は近江国の基本土地台帳では九反百八十歩でその内訳は元興寺田二反百歩、口分（公田のこと）七反八十歩であるが、この年度の国衙による現作調査では現作四反六十歩であった。だから同坪全体では四反六十歩の官物が近江国に收取されたのだが、元興寺田には二反百歩が免ぜられた（二反百歩分の官物が元興寺に与えられた。同坪全体では登録面積（九反百八十歩）の半分にも及ばない現作しか收穫がなかったのに、元興寺登録寺田面積そのままの官物が近江国から与えられたのであった。では同坪内で公田と元興寺田とのそれぞれの現作面積が厳密に区分されていたのであるうか。そのようなことはとても考えられないので、近江国は同坪全体の現作を調べただけでその内訳などとても調査できなかったのである。本来ならば公田と元興寺田とでなんらか配分すべきなのだろうが、国家が元興寺田を付与したので近江国としては元興寺田に登録分の満額を配分したものと考えられる。というのは、他の元興寺田と公田など他領とが混在している坪でも元興寺田が満額の配分を受けているからである。このようにみえてくると、元興寺が公田と同じ坪内に混在しているこの地域に散在しているところからは、国衙がこの地域から全体の官物を徴収して、その中から元興寺田の登録分の官物を同寺に配分しているしか考えられない。

以上は一つの事例にすぎないが、条里坪付で記載された散在莊田から

莊園領主が得分を配分されて取得する過程を示してくれた貴重な史料であった。ただの寺領目録の条里坪付記載だけでは、そこからどのようにして莊園領主が收取しているのかは全く分らない。一般的に、条里坪付で莊田が記された散在莊田では、国衙の機構によってなされた現作調査に基づいて官物の徴収が行われ、その中から莊田（の登録）分が国衙から莊園領主へ渡されたと考えられる。ただし延久四年（一〇七二）の石清水八幡宮護国寺領莊園の記録莊園券契所の審査記録（平三―一〇八三号）にみえる紀伊国野上荘では（同荘成立の事情があつて）「件庄国司不入勘、仍不知田畠之數」とあり、美濃国泉江荘は条里坪付で示された莊田であるが「奉牒国衙、招越他国之人民、開發庄田、且不論荒熟、被免除雜事」という申請が認められて天喜元年（一〇五三）には四十余町、その後五十町を開發したというものであつた。このように所在国とその地の神寺領莊園個々との関係はさまざまものがあつたのだが、このような散在莊田は所在国と一体となつて経営されている（分離のしようがない）のであつて、莊田からの收取も国衙の税徴収の中で行われるのが一般的だつたと考えられる。

ではこのような散在莊園の段階から莊園公領制がどのようにして出現してきたのだろうか。ここで少しまわり道をするようにみえるかもしれないが、十一世紀の中ごろに入つてから莊園整理令が次々に発令された事情をみておかなければならない。

律令制では、特定社寺に神田・寺田が公認されており、そのほかに社寺や貴族に令で定められた国家的給付が支給されていた。十世紀に入つて王朝国家となると、律令制の戸籍に基づく租税体系は廃せられて地税を基本とする租税体系となり、また国司に任国内支配が委任されて任国内の徴税を行うようになった。この中で、国家的給付の任国分を給主に支給する責任を負わされた国司は、支給を滞らせると任国内の公田を莊田として給主に渡して支給完了とすることが暗に行われるようになった。

これが国免荘である。このような国免荘はもちろん中央政府として認めることができないものであるが、しかし国司の任期中の書類審査をパスさせた中央政府にも責任がある。だから王朝国家ができた当初に発せられた延喜荘園整理令とよばれている官符より後に立てられた新立荘園は禁ずるといふ原則（「格前」・「格後」の原則）を立てて取締まっていた中央政府も、やがて暗に行われていた国免荘が累積されてかの原則に実効性がない現実に直面するに至った。

かくて十一世紀の中ごろから新たな方式の荘園整理令を出しはじめた。たとえば寛徳二年（一〇四五）の荘園整理令が出されて以後は寛徳二年以後の新立荘園を禁止するという原則である。この段階で禁止された新立荘園とは国免荘がほとんどであっただろう。このような方式の平安後期荘園整理令は長久元年（一〇四〇）からあと次々と発せられ、延久元年（一〇六九）には記録荘園券契所が置かれて中央で荘園の券契審査を行ったことはよく知られている。

しかし国司に国家的給付を委任しているのでは国免荘は増加するばかりである。中央政府が国免荘対策として平安後期荘園整理令を出しはじめたであろうどころ、十一世紀四十年代に中央政府は律令制以来の国—郡—郷という全国一率の地方行政制度を一擲し、各国の国内実態に即した国内行政単位を公認するという改革を断行した。ここで創設された各国内の新公領単位では、郡のほかにも郷や保などの行政単位が国衙に直結するものが現れ、それらに郷司・保司などが置かれて各単位から所定の官物雑役を国に進納する体制に改編されたのである。この「司」が置かれた新行政単位は、領域をもって領域内の住民がまとまって「司」の支配に入っており、「司」は領域内から徴税を行って国に納入する責任を負っていたのであった。もはや律令制以来の全国一率の国—郡—郷という制度では実態に合わなくなった結果、各国独自の实態に即した領域の新行政単位が中央政府から公認されたのであった。

この十一世紀中期の郡郷制改編では、西国では倭名抄郷の行政単位がみられたのに対して東国では一般的に郡単位であった（詳細は省略）。そしてその鎌倉時代に西国荘園では領家支配に対抗して地頭領主制の形成が行われたが、東国の荘園ではそのようなことはみられなかった。この時期の東国と西国との荘園内の武士の支配（荘内農民に対する武士の支配）の相違はどのようなものであったか、それがかの郡郷制改編の結果に西国と東国とでどのような違いが現われていたのか、は今後解明されていかなければならない重要課題である。

そして中央政府は、新たに荘園を置くときこのような新国内行政単位をそのまま荘園として、その荘園を荘園領主の支配下に置かせて国家的給付を荘園領主みずからその領域から徴収させることにしたのである。その初期のよい事例として寛治四年（一〇九〇）の官符によって上下賀茂社に各六百町の不輪田が国家から寄進されたとき、賀茂別雷社（上社）領阿波国福田荘とされた阿波国三好郡三津郷の立券史料が残されている（平四—一二八八号）。それによると、阿波国三好郡三津郷の同国登録面積は四二町二一〇歩だが、国家が上社に寄進した不輪田のうち四〇町がこの三津郷に割り当てられて、同社領福田荘とされた手続がとられたのであった。よく寄進地荘園の事例として荘園史で記されてきた備後国大田荘や但馬国温泉荘の事例も、実は右の福田荘と全く同じ手続によって新行政単位の郷が荘園とされたものである。大田荘も温泉荘も荘園となると荘園領主がその領域を支配管理するために預所—下司を任じたが、下司はもともとその領域で然るべき勢力をもっていた存在であって、彼がその地位をながく保持していくため領域内の一部分の地の開発による地主職を寄進したことが過大に喧伝されてしまつて“寄進地系荘園”という誤った用語が教科書にまで記されるようになったのであった。

さてここでまわり道から本道にもどろう。網野論文で「少なくとも十二世紀以降の荘園と公領は、もはや異質な対立するものではなく、本質的には同質といっても過言ではない」と記したのは、新公領単位をそのまま荘園にしたからであって、両者は同じ物に見板をとり替えただけだったからである。だから網野論文の「白河院政」の頃で「国衙領と荘園の同質化は急速に進み」と記すと、いかにも違う物が同じになっただけのように見えるが、そうではなくそのころ新しく立てられた荘園は一般的に新公領単位をそのまま荘園とした「領域支配」型の荘園であったからである。この領域支配が成立した歴史の意義の解明は今後の課題であるが、たとえば木村茂光が十一世紀中葉になって「住人」呼称が使用されはじめたのは領域的な荘園の成立という所領の領域的な区分の動向がその前提にあったことはまちがいない<sup>10)</sup>、という指摘を、既存関連研究を紹介しながら行っている。

このようにみても、網野論文で「「荘園制」という規定は、本来、私的大土地所有の体系としての土地制度を表現しているが」として、「少なくとも十二世紀以降の荘園と公領は、もはや異質な対立するものではなく」と説明しているのは、「免田型所領」から「領域支配」型荘園への変化の説明として適切ではないと考えられるのだがいかがなものだろうか。「免田型所領」の段階では、国家的給付として付与された荘田からの取収と配分とを国衙が行っていたのであり、はたして荘園と公領とは「異質な対立するもの」といってよいのかどうか、疑いなきを得ないのである。

### III (B)

石井は大田文と関連文書を使って院政時代に荘園が急増したことを表示してこれを「荘園体制確立の大きな画期」といい、それから二十余年

後にも同様な手法で論じて「荘園制確立の画期」といつていた。もちろん石井は、すでに一九五五年に永原慶二が「平安時代に行われた中央権門勢家への寄進が鎌倉幕府の成立以来完全に跡を絶った」<sup>11)</sup>と記していたことを十分承知していたはずで、このことは想定済みだったと思われる。では院政時代に入るとあれだけ荘園が急増したのが、鎌倉時代に入ると急にそれが止まったのはなぜか。永原は鎌倉幕府の成立によるとし、網野は鎌倉幕府が承久の乱後に土地制度史上の主導権を掌握し、「貞永式目の制定によって荘園公領制は約一五〇年に及ぶ長い形成過程を終えた」ということができるであろう<sup>12)</sup>とした。石井もおそらく同様に考えていたのであるが、石井が全く鎌倉幕府の影響を記すことがなかったのは、やはりためらいがあったからではなからうか。

石井が大田文を使って荘園の急増現象が院政期になって顕著にみられることを「荘園制確立期の画期」としたのは、明治以来の荘園史研究の最大関心事であったいつから荘園の時代になったかという問題に答えなければならぬということが大きいのしかかっていたからであった。だからすでに全国が荘園で覆いつくされることがなかったということが判明しても、(石井は)「公領の中に荘園がしだいにふえてゆくにしてもそれはいつ頃まで増えつづけたのか、いつになったら荘園の増加傾向がとまるのかということから考えを進めた<sup>13)</sup>」と永原は記している。そして実際に、荘園の時代に入ったのは摂関時代ではなく、院政時代からだということが定説となり、教科書にも記されるようになったのであった。しかしながら、いつから荘園の時代になるのかという問題が立てられたのは、もともと公領が私的大土地所有の荘園に変わっていくという日本史の社会動向の見通しから立てられたものであった。だから冷静に客観的にかの荘園化の現象を観察したならば、私的大土地所有の荘園が院政期に入って急増しながら、急に突然鎌倉時代に入って急減したのは何故だろうかという疑問が出されて然るべきものであった。そして、やが

てそのような疑問から、問題を根本から検討する動きが提起されてくるのであった。

一九九四年（平成六）今正秀は「保元荘園整理令の歴史的意義<sup>13</sup>」を発表し、そこで保元整理令第六条・第七条の意義をはじめて明らかにした。第六条では伊勢以下二二社、第七条では東大寺以下一〇寺に対して、おのの国家的行事を行うために必要な神仏事用途と、おののがもつ現有所領とを注進せよと命じた。これは、これら二二社一〇寺がそれぞれ行っている国家的行事に必要な経費を申告させて、政府がこれを審査し確定して、その確定額に相当するだけの荘園を公認する（必要経費の限定額がもし現有所領より少なければその分だけ所領を収公、もし限定額が現有所領より多ければ不足分の荘園を追加公認する）という方針をうちだし、その実施に踏み出したことを示しているということを今論文がはじめて明らかにしたのであった。

律令制国家は、これら大社寺だけでなく国家の維持に必要な機関や貴族にさまざまな国家的給付を支給してきたが、平安末期にはその主要なものが荘園になっていた。そして上記の大社寺については荘園問題が山積しており、政府は根本的な解決を断行しなくてはならないものとなっていた。そこで政府は、まずはじめに、これら大社寺に国家的給付として付与してきた荘園を最終的に確定し、以後は政府として新たに荘園を付与せず、これら大社寺はここで確定された荘園から自力で収入を得て行くこととし、以後新たに荘園を入手する途を断とうとしたのであった。このような国家的給付としての荘園の最終的確定は右の大社寺以外の中小社寺についても建久二年三月二十二日宣旨鎌一（五二三号）第九条・第十条で指令されており、ほかに（時期は不明だが）摂関家など高級貴族の家領についても行われたと考えられる<sup>14</sup>。

このようなことが明らかにされてくると、鎌倉時代に入ってから荘園が増加する動きが急に減少したのは、王朝国家政府が国家的給付として

の荘園を最終的に確定して、原則として今後は新たに荘園を立てることをしないと政策を立てたことによるものであったことが判明した。鎌倉幕府はもともと荘園を立てたり抑制したりすることに全く関係がなかったのである。

では院政期に荘園が急増したことを荘園制の確立と解したのはどうなるのだろうか。王朝国家政府の政策によって荘園の増加が停止すると（特別な事情によって立荘が行われたことはたまたまみられたが）、荘園も公領諸単位も固定したので（公領諸単位は十一世紀中ごろに成立してからほぼ固定していた）、大田文に記された荘園・公領が固定したのはそのあらわれなのであって、なにも大田文の作成によって固定したわけではない。ではこのように荘園が固定された状態になったことを「荘園制の確立」とよんで、はたしてどれだけの意味があったのだろうか。前述したように公領が私的大土地所有の荘園に変わっていくという日本史の社会動向の見通しからいつか荘園の時代になるのかという問題が立てられ、それを「荘園制の確立（または成立）」といったのだが、それは日本史の社会的動向によるものではなく、王朝国家政府の政策によるものであった。では「荘園制」とははたして何を意味した用語だったのか。

#### 四

ここで荘園史の研究がどのように行われてきたのかをふりかえってみよう。網野は、戦前・戦後の荘園研究を通観すると、きわめておおまかにいって二つの潮流があったといえようとして、一つは荘園を一個の大土地所有の対象とみなしてその内部構造・特質をさぐるものとするもの、他は荘園を多少とも公的な意味をもつ制度としてとらえ、「国制」としての荘園制を研究しようとするもの、とした。それは、大正から昭和初年にかけて実証的な研究が多彩に行われてた中でよばれた俗称でいう「内



部構造派」と「伝領派」に対応するといえようとする<sup>16)</sup>。本稿ではこの網野の記述に従って、前者(「内部構造派」に対応)を(A)、後者(「伝領派」に対応)を(B)、と記すことにする。

(A)は、十世紀以後(延喜以後)から中世の土地制度の史料はそのほとんどが荘園関係史料であって、延喜以後中世の社会構造を研究するには荘園をとりあげるしかなかったので、各時期ごとの荘園の実態からそれぞれの時期の社会構造を組み立てようとした。それで戦前から戦後まもないころまで、律令制公地公民支配が崩壊した後は荘園の時代になる、と一般に考えられていた。「荘園制」という用語はその所産なのであった。大田文の記載から鎌倉時代に公領がかなり存在していたことは戦前から知られていたが、その公領もやがては荘園になっていくものにすぎないとされてしまったのであった。

そして荘園史が叙述されるようになったのだが、荘園史の叙述は一般的に、荘園の発生、次いで荘園制の成立、という類の章題で平安後期の荘園整理令で平安末まで叙述し、次いで荘園の構造を説明しながら鎌倉幕府の地頭などを論じ、次の荘園の変質へと移っていくという全体構成をとっている。もちろん著者ごとにいろいろ細かい点で工夫がなされているし、研究の進展の成果がとりいれられているのはいうまでもないことだが。

ではなぜ一般的に右のような全体構成になったのか。それは、荘園の構造の説明をするには、鎌倉時代から、またはせいぜい平安末期の院政後期からであって、それ以上遡って荘園の構造を説明することができなかったからである。本稿では前述したように、かの網野「荘園公領制の形成と構造」も、その本論がはじめた「第二節 荘園・公領の存在形態」は、「第一節 荘園公領制の形成過程」で「承久以後」までいろいろ書き連ねた後からなのであった。ここで網野は「少なくとも十二世紀以降の荘園と公領は、もはや異質な対立するものではなく、本質的に同質

といっても過言ではない」として、十二、十三世紀の土地制度について従来いわれてきた「荘園制」という用語を使うことなく、あえて「荘園公領制」という用語を使うこととしたのであった。もちろんはやくからの荘園史の叙述が、網野の「荘園公領制」の概念まで理解していたわけではなかったのだが、荘園の構造をとりあげるには鎌倉時代になるまで待たなければならぬことはわかっていたのであった。

では平安末に至るまでの荘園史はどのように叙述されたであろうか。平安末に至るまでの荘園史は、荘園史といっても時代時代によって形態が異なる荘園があったと記すだけで、ある時代の荘園が次の時代の荘園へと変化していった過程を説明したことがあっただろうか。あったとしても、それは荘園自体から説明されたものではなかった。具体的に例をあげていうならば、本稿で前述した「免田型所領」から「荘園制的領域支配」へと変化したことについて、どの論者もみな荘園の形態が変化したことを指摘したのであって(その指摘は研究史上まことに大きな意義をもつことであつたが)、その変化の説明をしたものはなかったといえよう(わずかに小山論文で国衙領における「下地の別名」の公認が十一世紀中葉にはじめて行われたことと深い関係がある、と記したことが注目されるが、残念ながら同稿ではそれに触れただけであつた。平安末までの荘園史で変化過程の説明がされたといえれば、寄進地系荘園の成立過程の説明があるのでここで一言しておきたい。それは諸国の在地領主が開拓した土地を国司から収公されるのを免れようとして中央政界の有力貴族の荘園とするために寄進して成立したと一般に説明されてきた。しかしすでに、やく一九六〇年(昭和三五)に永原慶二が、寄進地荘園とされている荘園の下司が荘園内で所有する権益を史料によって確かめるとそれはごく僅かであつて、荘園領主の支配権はそれまで国衙がもっていた支配権を受け継いだものだ、ということを書学会誌に発表し翌年には単行本<sup>17)</sup>に収録されていた。しかしながら永原はそこで皇室や摂関家を本家に推



封戸なるものが、かくして一定の土地を目するに到る事は、社寺所有莊園の發生を必然化する事になるのではなからうか、「社寺の地方に所有する莊園なるものの發生する動機に、こうした封戸の消滅溶解、それに代わってそれだけの所得を確保する必要、という事を考慮する必要があるのではなからうか」<sup>(22)</sup>とも記している。

家領の發生については(1)大化以前の子代民又は田莊をそのまま保持、(2)功田・職田の永久私有化、(3)食封の変化したもの、(4)山野藪沢の占有、(5)庶衆の所有地買得、(6)下級社会の人々から寄せられその本所又は領家になったもの、(7)至高の本所又は領家の預所となったもの、をあげている。

このようなことから網野は先述したように「莊園を多少とも公的な意味をもつ制度としてとらえ」と記し、さらに「国制」としての莊園制を研究しようとする潮流である」としたのだが、この網野の解釈は多分に誤解されやすいもので、検討を要するであろう。

ここで中村が莊園はどのようにしてできたものかをみると、(ア)その源とされるものは、大化前代から律令制下に及びさらには延喜以後までも含めて、すべて一括してみていること、(イ)ここでは全く莊園の不輸の特権について記していない。あるいは莊園というからにはすべて不輸の特権をもっているかと解したのかもしれない。それにしても何故ここで不輸の特権を記さなかったのか。それは不輸租の特権といつても、実質的な利益は僅かなもので、不輸租は所有を政府から公認されたしるしとしての意義しかないのだから、特にとりあげるに及ばないと判断したのもと思われる。このような(ア)・(イ)は中村に限らず他の研究者にも広くみられたことだったが、しかしすではやく明治年間に日本の莊園を歴史的に理解すべきことが指摘されていたのであった。

中田薫は網野から莊園を内部構造・特質をさぐるうとする分野(前述の(A))で本格的な研究に基礎をすえた人物とされているが<sup>(23)</sup>、その中

田は一九〇六年(明治三九)に「日本莊園の系統」<sup>(24)</sup>を発表していた。

中田はここで、延喜以後に「庄の設立には先づ不輸の勅免を要すとの原則を生じ、従て立券庄号の方式を發生するに至りし」<sup>(25)</sup>が、延喜以前には「庄の設立には特別な公法上の行為をしたりとのこと、及び庄が庄として夫自身に不輸の特権を享有したりとのことに就ては、何等の證據を見出さざるのみならず、寧ろ反対の事実を推論し得べき幾多の史料に逢着する」と論じている。そして「勅旨田や寺領に設置されたる庄は、當時已に不輸の特典に浴したるものなることは疑ひなしと雖、これ勅旨田若しくは寺田そのものが不輸の特免を得たる当然の結果にして、此事実よりして直ちに庄が庄としてそれ自身に於て不輸地なりとの結論を導くこと能はず」、(寛平八年四月二日官符をあげて)「王臣の庄の如きは當時猶不輸の特典を有せず、其寄庄戸も亦、依然調庸の負担を免かれざりしことを知り得べし」と記しているのであった。どうか「日本莊園の系統」にあたっていただきたいのだが、これがかの「王朝時代の莊園に関する研究」の前に接して学会誌に発表されていたのである。

この中田論文は、いま私たちが莊園とは何かという問題についてなにか一つ新たに道を拓くことができるとき、はじめてこの中田論文のすばらしさがみえてくるものである。二十世紀に入ったばかりのころ書かれたものだから、説明のしかたや細かい点では訂正を要することがあるけれども、その基本構想は現今においても第一級のものである。

ここでかの「日本莊園の系統」をふりかえってみよう。中田は、大化前代の「タドコロ」を漢字で「田莊」と記したのは、たまたま性質が似ていたからその文字をあてたにすぎないとし、大化二年の新政はたちまち動搖の兆候を呈して墾田永年私財法が發布され、皇室・寺院・権門勢家がこれを利用して莊園を拡大したが、(延喜以前では)勅旨田や寺領に設置された莊がすでに不輸の特典をもっていたのは勅旨田や寺田そのものが不輸の特典をもっていた結果であって、けっして莊園たること自身

で不輸地ということではなかったものであり、寛平官符にみえる王臣家の荘は不輸の特典をもっていなかった、と記している。

ところが延喜以降「朝綱漸く弛み」朝廷で大きな勢力をもった権門勢家が、自家の私荘にも不輸の特典を求めて荘園は不輸の特典をもつようになり、ついに荘園といえば不輸の特典をもつようになり、荘園の設立には不輸の勅免を要するという原則が生じ、立券荘号の方式が発生するに至ったのであろう、とした。

ここで朝綱が弛んだとか権門勢家が勢にまかせてという説明をしたため読者はつい目を離してしまったのであろうが、延喜以前には令制の規定があるもの以外は荘園で不輸特典はなかったのが、延喜以降にやがて荘園とは不輸の特典をもつ存在となり、不輸の勅免を得て立券荘号が行われるようになった、という変化があったことを論ずるのが本論文の本筋なのであった。このことは、荘園とは何かを考えるときもつとも大事な事実なのだが、それをめぐりにいい当っていたのである。

延喜以降の不輸特典は地税としての官物や雑役が不輸と公認され、それが荘園領主の収入となったのである。律令制下の不輸租も手続は同様かもしれないが、実質は雲泥の差があったのである。延喜以降の不輸特典は国家的給付としての実質を明確にしているものであり、国家としては国家の税収から荘園領主に支給するのだから、その手続および実施を厳重に監視しなければならぬ。荘園整理令はそのあらわれの一つであり、記録荘園券契所で何を中心に審査が行われたか、がそのころの荘園とは何かを説明する主たる材料となるというまでもない。

そして延喜以後の荘園の特質をよく示しているのが応徳元年（一〇八四）三月廿二日官宣旨案（平四一―一二一〇）に記されている伊賀国名張郡矢川・中村の荘号問題に対する太政官の判決である。この問題の国司側の陳状は永保三年十二月廿九日伊賀国司解（平四一―一二〇五）であるが、そこに記されている訴状の内容は次のようなものであった。藤原保

房は、もと当麻三子の先祖相伝の領所であった矢川・中村の「二箇庄」を買得した薬師寺別当隆経からこの二荘を譲り受けたのだが、当任国司が保房に知らせずに「件庄恣成別保」としてしまった。そもそもこの二荘は「官物租税之外何妨領主之進退哉」（官物租税を徴収すること以外では国司は領主の支配に関与することはできないはずだ）、「何況至于畠桑苧等者、宰吏専非勘納之色」であるのに国司がこのような狼藉をするとはいつて、国司の妨を停止し、「件庄」を領掌するよう宣旨を下していただきたい、というのであった。

これに対して伊賀国司は、かの矢川・中村は数代のあいだ公田として国役を勤仕しており、全く荘号など称することはできないものだ、として「称庄園者、依公驗相伝、数代免判、證據分明、所得之号也」なのだ、前任国司が任を終えて交代するときに免判を与えたのであるとか立券したのはその前任国司ただ一人であった。だから年限も僅かに七年か八年ほどしかなくとも荘園といえたものではない。また「新制官符」（この国司解の前年永保二年七月に出された永保荘園整理令）には「縦雖起請以前之庄園、有妨国務者、早隨停止」とあるが、この文言から考えると「或雖有数代之免判、或雖寛徳以前之庄園、有妨国役之日、須隨停廢也」だが、矢川・中村は「数代之免判」さえないのでからとても荘号など称することはできない。またその公驗が不分明なので保房に尋ねようとしたが、答えようともせずに官に訴えたのだ、と述べた。

この双方の主張に対して太政官は、保房の主張には疑問が多く、国務を妨げていることに停止を命じ、保房の領掌は認めしたが、官物は国に納めるよう命じた。

ここで保房の主張は、矢川・中村は相伝の領所を受け継いだものであって官物租税を国が徴収すること以外では、国司は領主が同所を支配していることに関与できないはずで、いわんや畠・桑・苧などは律令で国家が税を課さないものであって、国司が税を徴収できるようなものでは

ない、というのである。この主張は律令制下で荘を領有した根拠をそのまま述べたものと考えられる。

それに対して国司は次のように反論した。矢川・中村は公田として国役を勤仕しているのだから荘園ではありえない。荘園というのは数代の国司が不輸を認可したことが明らかかなものをはじめて号することができるとの、と。

「数代免判」というのが国司の免判であることは、前司藤原親房が任終得替のとき与判したとあることから明らかだが、このような国免荘は太政官が禁止していることである。しかし太政官はそのことに全く言及しないのは何故だろうか。おそらくこの「数代免判」の中には国家が不輸を公認した荘園に国司が不輸の手続きをとったことをも含むものと理解されていたからではなからうか。そうでなくては太政官が国免荘を認めたことになってしまうのである。

この両者の主張に対して、太政官は、保房の領掌は認めたが、官物は国に弁済せよ、と命じた。すなわち矢川・中村は（官物を弁済するのだから）荘園ではない、しかし保房の領掌は認める、というのであった。問題の中心が荘園であるか否かであったので、太政官の判決では問題のポイントに集中し、国司が国免荘を持出してそれには触れないような判決とした、と思われる。

右の事例は国司が「庄園と称するは」と問題の核心をズバリと持ち出したのでとりあげた一例であるが、このころ荘号できるかどうかの問題が散見され、かの東寺領丹波国大山荘が康和四年（一一〇二）七月に立券手続がなされる前に、荘号を名乗ってよいかどうかについて国司が在庁官人らを召問うて調査したがそのような文書は見当たらなかったなど、ずっと荘号問題がくすぶっていたことは周知のごとくである。けっして

延喜以前のように簡単に「荘」と号することはできなかったのがあった。右に述べたことは、まさに中田「日本庄園の系統」の基本論旨を証明していることではなからうか。

### おわりに

荘園史の研究は、はじめは律令制崩壊後の土地制度を明らかにしようとして開始されたものであったけれども、荘園史研究が中世土地制度研究になっていったのは網野が提起した十一世紀後半以降の荘園公領制からで、それは荘園と公領との実質が同じものだったからであった。こうして網野が「日本列島の主要部―本州・四国・九州などが、およそ十一世紀後半以降、十六世紀中葉まで、荘、郷、保、名等々を単位とする土地制度によって、ほぼおおわれていることは、すべての人が認める疑いない事実としてよかるう」と記したようになっていったのであった。

荘園公領制が成立する前までの時代についての荘園史は、ただ時代によって荘園の形態が異なっていることを記すだけで、時代と時代との間にどのような荘園が変化したのか、荘園自体の歴史的变化を説明するまでには至らなかった。荘園公領制より前の時代の荘園史は、国家土地制度・租税制度の変化がその時代の荘園のあり方のように影響してその形態を変えたのかを叙述すべきものであり、公領の収取制度と一体になってはじめてその時代の荘園の全体像がみえてくるものであった。

だから荘園公領制の成立を「荘園制の成立」というのは適切ではない。私はかつて『荘園制成立と王朝国家』と題する本を著したことがあるが、王朝国家との関係を重視したにせよ「荘園制成立」というのは適切ではなかった。だから先年出版元からデマンド重版申出を下さったとき、著書題名を変更しなければならぬので辞退した。同書の内容は基本的に現在も変わらないものであるが新たに提起された問題を記さなければ

ならず、題名は変えなければならぬ。

そして二〇一三年に木村茂光をはじめとする研究者達たちによって『荘園史研究ハンドブック』（東京堂）が出版され、その「はじめに」で、各章の執筆者に「共通する視角は、荘園を国制として捉えることである。また、これまでの荘園史のように、多様な荘園を類型的に把握し時代的変遷を追うという方法ではなく、それぞれの時代や土地制度のなかでどのように荘園が位置づけられているかという視点から、各時代の荘園の存在形態を明らかにした」と記している。かつての荘園史が荘園とは私的大土地所有だとして論を進めたのとは、大きく異なる画期的な視角に立つものである。なお同書では用語解説で「古代荘園」をとりあげて「中世荘園を前提とせず、古代におけるさまざまな私的土地所有を総体としてとらえ」る研究が進められていることを紹介している。

荘園は国家的給付の一形態である。田地賦課がまだ軽微であった律令制下においては、荘園（庄）が私的所有という意味で使われたこともあり、そのことが後にも慣習として残っていったことはあるけれども、しかし田地賦課の比重が大きくなってきた王朝国家体制下では、荘園とは国家的給付の称とされた。

国家的給付としての荘園の存在形態は、王朝国家期の当初においてもさまざまなものがありその時代の土地制度を直接そのまま示すものではなく、ただその時代の土地制度の中において機能しているという点で間接的にその時代の土地制度をうかがう手がかりになりうるという程度のものであった。

しかし十一世紀中期に郡郷制の改編が行われて各国それぞれ独自の国内行政単位が制定されると、それからあと新たに荘園が立てられるときそれら新たにできた国内行政単位の中からその国内行政単位そのままそっくり荘園とされるのが通例となったので、このようにしてできた荘園（これが中世荘園の基本となった）は国家の土地制度をうかがう絶好の

資料となったのである。荘園制研究が中世土地制度研究とされているのはそのことからである。

## 註

- (1) 『荘園制と武家社会』（一九六九年 吉川弘文館）所収
- (2) 石井「院政時代」（『講座日本史二 封建社会の成立』一九七〇年 東京大学出版会）
- (3) 石井「荘園の領有体系」（『講座日本荘園史二』一九九一年 吉川弘文館）
- (4) 『体系日本史叢書6 土地制度史I』（一九七三年 山川出版社）
- (5) 『日本史研究』一三九・一四〇合併号（一九七四年）
- (6) 拙著『日本王朝国家体制論』（一九七二年 東京大学出版会）、拙著『荘園制成立と王朝国家』（一九八五年 塙書房）
- (7) 註(6) 拙著『日本王朝国家体制論』補論都字・竹原荘の成立を参照。
- (8) 拙稿「二階層の開発領主」（『鎌倉遺文研究』二二号 二〇〇八年）。新行政単位がそのまま荘園とされたことは天養二年（一一一四年）に「以古公郷被建今庄園、是則当他国例也」（平六―二五五四号）といった事例がある。
- (9) 拙稿「寄進地系荘園」と「地頭の荘園侵略」（『石井進著作集』第二巻月報2 二〇〇四年）ほかで指摘している。
- (10) 『日本中世百姓成立史論』吉川弘文館 二〇一四年 一四〇頁。既存論文は同書参照。
- (11) 永原『日本封建社会論』（東京大学出版会 一九五五年）一〇九頁
- (12) 註(4) 所収網野「荘園公領制の形成と構造」一八五―一八六

- 頁。註(25) 著書では二七頁。
- (13) 永原『莊園』(吉川弘文館 一九九八年) 八四頁。
- (14) 『日本史研究』三七八号 一九九四年。
- (15) 拙稿「鎌倉時代に入ると莊園の増加がとまる」(『史学研究』二五三号 二〇〇六年)
- (16) 網野『中世東寺と東寺領莊園』(東京大学出版会 一九七八年) 序章八頁。
- (17) 永原『日本封建制成立過程の研究』(岩波書店 一九六一年) 第一 莊園制の歴史的位置
- (18) 註(13) 永原著書七五頁。
- (19) 拙稿「院領莊園と勅旨田」(『日本歴史』四六七号研究余録 一九八七年)
- (20) 註(8) 拙稿
- (21) 『中村直勝著作集』第四卷「莊園の研究」(淡交社 一九七八年)
- (22) 註(21) 三四九頁。
- (23) 註(16) 網野著書五頁。
- (24) 『法制史論集』第二卷(岩波書店 一九三八年)
- (25) 網野『日本中世土地制度史の研究』(塙書房 一九九一年) 序章五頁。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧③

二〇一〇年～二〇一三年

演習日	担当条	担当者
二〇一二年		
四月一三日	寛弘八年八月一六日条	山本佳奈
四月二〇日	寛弘八年八月一六日～一八日条	尻池由佳
四月二七日	寛弘八年八月一九日条	堀 隆博
五月一日	寛弘八年八月二二日～二三日条	藤永憲吾・橋口和真
五月二八日	寛弘八年八月二三日条	新庄真実・有馬菜月
五月二五日	寛弘八年八月二三条	山本佳奈・包 黎明
六月一日	寛弘八年八月二四日～二六日条	堀 隆博
六月八日	寛弘八年六月二六日～二七日条	尻池由佳
六月二五日	寛弘八年八月二七日～二九日日条	藤永憲吾・橋口和真
六月二二日	寛弘八年九月一日・二日条	新庄真実・有馬菜月
六月二九日	寛弘八年九月四・五日条	堀 隆博
七月六日	寛弘八年九月七日・九日条	橋口和真・江間さやか
七月二三日	寛弘八年九月九日条	新庄真実・有馬菜月
七月二〇日	寛弘八年九月一〇日条	堀 隆博
七月二七日	寛弘八年九月一二日条	藤永憲吾・江間さやか